

番号	1 (1)
項目	<p>1. 制度・政策の構築における協議について</p> <p>(1) 市の制度・政策の構築にあたっては、当連盟と事前に十分な協議を行った上、進めて頂きたい。そのためには課題の共有化、対応策の検討のための、近頃開催されていない「地域生活の在り方検討会」を開催していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の制度・政策の構築については、必要に応じて関係機関と調整の上、進めているところです。</p> <p>また、本市では、3年を1期として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、現在、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2024(令和6)～2026(令和8)年)」に基づいて、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(令和7年)、さらにはその先の2040(令和22年)を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進することとしております。</p> <p>「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたっては、医療関係者・福祉関係者・学識経験者・市会議員・被保険者の代表に参画いただいている「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、委員の意見などを踏まえながら検討しており、本分科会及び本分科会のもとに設置している介護保険部会には、貴連盟からも参画いただき、貴重なご意見をいただいているところです。</p> <p>今後とも、さまざまな機会をとらえて、皆様のご意見をいただきながら進めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8026</p>

番号	2(1)
項目	2. 施設整備等について (1) 今年度から大規模修繕の補助金制度が導入されたが、グループホームや小規模多機能施設への適用についても検討して頂きたい。
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、現行の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「老朽化が進んでいる施設も多くあるため、施設の修繕・改修に必要な支援を行う」としており、令和6年度から、措置費等で運営され、制度上、修繕積立が難しい老人福祉施設等（介護保険導入前の特養を含む）に対して、本市独自で大規模修繕に対する補助制度を開始いたしました。</p> <p>ご要望の認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所の大規模修繕については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進することを目的に、非常用自家発電設備の設置を含む改修等を対象とする国制度での補助（1施設あたり定額）がありますが、本市におきましては、災害時に不可欠な非常用自家発電設備の設置を最優先に助成してきたところです。</p> <p>今後の施設等の大規模修繕に対する支援については、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	2(2)
項目	2. 施設整備等について (2) 老朽化した施設をどう建て替えるかは大きな課題であり、経営が厳しい現状において、法人のみで代替地の確保等は難しく、当連盟とどのようにしていけばいいのか早急に協議して頂きたい。
	(回答) 現在は施設整備にかかる整備用地は、事業者が確保されることとしておりますので、建替えにあたって本市が土地を提供することは想定していません。 なお、特別養護老人ホームについては、代替地の確保にあたって「大阪市定期借地権利用による整備促進補助金」を活用いただくことが可能です。 本市の高齢者施設については、建築から相当の年数が経過しているところもあり、老朽施設への支援策の検討が必要と認識しております。
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	2(3)
項目	2. 施設整備等について (3) 介護保険料が日本一高いと話題になっているが、地域密着型サービスや在宅介護サービス等について数量規制を行って頂きたい。
<p>(回答)</p> <p>介護サービスの総量規制については、介護保険制度において、地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービス見込量を確保する必要がある場合であって、居宅サービスのうち、訪問介護及び通所介護、短期入所生活介護の種類ごとのサービス見込量が、介護保険事業計画において定める見込量に既に達しているなど、一定の要件に該当する場合に市町村の判断で総量規制を行うことができることとされています。</p> <p>本市においては、現時点での数量規制については考えておりませんが、介護保険法等の規定に沿って必要に応じて総量規制についても検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理G) 電話：06-6208-8028

番号	3 (1)
項目	<p>3. 人材確保について</p> <p>(1) どうすれば人材確保が出来るのか、貴市と当連盟、教育機関等で協議する場を作っ ていただき、また『アシスタントワーカー・きらめき大賞・中学校における福祉教育プロ グラム』の目的や成果を評価し、公表していく仕組み作りを進めていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>今後、ますます多様化・増大化するニーズに対応するため、福祉・介護人材が働きやすい職 場環境・労働環境を整えるなど職場定着・離職防止の取り組みを推進するとともに、新たな人 材の確保に向けた取り組みを進める必要があります。</p> <p>本市では、新たな人材の確保に向け、福祉・介護の仕事に携わる方が日々感じている仕事の やりがいや魅力を広く市民に周知し、福祉・介護の仕事が職業選択のひとつとなるように、様々 な機会を通じて福祉・介護の仕事の魅力を広く発信していくこと、また、多様な人材の確保に 向けた取り組みは、重要と考えております。</p> <p>「アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業」では、事業終了後に参加施 設に対するアンケート調査により、事業の効果検証を実施しており、その結果については、大 阪市福祉人材養成連絡協議会へ報告し、事業についての検証をしていただいているところです。 今後、参加事業所だけでの完結ではなく、アシスタントワーカーを導入することの効果などを 発信し、横展開ができるよう取り組みを進めてまいります。</p> <p>「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」では、漫画作品冊子を市内中学校等に配布し、 授業で活用するなどしております。令和5年度の活用状況アンケートの結果では、配布した中 学校のうち5割以上の学校で活用され、活用された学校では9割以上で「福祉・介護の仕事へ の興味や理解が深まったと感じている」との回答がございました。今後もより多くの学校で教 材として活用してもらえるよう取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>「中学校における福祉教育プログラム」では、中学校の生徒たちを対象に、福祉・介護に触れ る機会を設けることにより、福祉・介護に関する正しい情報を伝え、イメージアップを図り、 福祉の理解を促進する取り組みでございます。</p> <p>昨年度までは委託事業者により、大学准教授等を委員とした評価委員会を開催し、事業実施 にかかる評価を行ってまいりました。令和6年度からは委託事業者が変更されましたが、引き続 き同様に外部の意見を参考に事業を実施する予定です。</p>	
担 当	<p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-7954</p>

番号	3 (2)		
項目	<p>3. 人材確保について</p> <p>(2) 人材確保にあたって、紹介会社に支払う費用が経営的に大きな負担となっている。補助金等の導入について検討して頂きたい。</p>		
(回答)	<p>福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保に関する課題は非常に重要です。</p> <p>本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上の取り組み、多様な人材の確保に向けた取り組みのほか、関係団体とのネットワークの構築を行い、現場ニーズの把握等を行っています。</p> <p>また、福祉・介護の仕事のマイナスイメージを払拭し、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも非常に重要であることから、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品を漫画化し、市内中学生に配布するとともに、ホームページへの掲載をし、魅力ある仕事として認識いただけるよう取り組んでいるところです。令和5年度は、より効果的に発信するため、きらめき大賞の受賞作品の中から動画を作成し、就職フェアへの活用や公共施設の広報媒体などを活用し広く魅力を発信できるようにしてまいりました。</p> <p>そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取り組みを通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。</p> <p>一方で、介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであります。</p> <p>介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、大阪府において計画期間内の賃上げに必要な財政措置として、介護職員に対する賃金改善を行うため収入を2%程度(月額平均6,000円)引き上げる支援として介護職員処遇改善支援補助金を実施してきたところです。</p> <p>本市では、介護職員処遇改善支援補助金の交付申請等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールやFAXでの周知を行うなど、事業者の皆様に丁寧な案内に努めてまいりました。</p> <p>また、令和6年度からの報酬改定では、介護職員の賃金改善を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、令和6年6月から従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。</p> <p>本市として、国に対し引き続き人材確保や介護サービスの安定供給に必要な財政措置について要望を行ってまいります。</p>		
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理G)	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定・指導G)
			電話：06-6208-7954 電話：06-6208-8028 電話：06-6241-6310

番号	4 (1)
項目	4、物価高騰ならびに経営支援について (1) 令和5年度に行って頂いた様な経営支援をお願いしたい。
<p>(回答)</p> <p>本市では、物価高騰の影響が長期化している中、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、令和5年10月に「令和5年度大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業として、財政支援策を実施いたしました。</p> <p>また、令和6年4月には報酬改定が実施されたところです。</p> <p>本市といたしましては、引き続き、物価の変動や、国・大阪府の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	5 (1)		
項目	<p>5. カスタマーハラスメントについて</p> <p>(1) 東京都においては条例が検討されているが、おおさか介護サービス相談センターにおいても事業者からのカスハラ相談が増えており、各介護現場においても職員は疲弊しており、ぜひ条例化をお願いしたい。</p>		
	<p>(回答)</p> <p>利用者等からのハラスメントによる職員のメンタル不調の問題が福祉・介護人材の確保・定着・育成に影響を与える重要な課題であるとの認識から、引き続き社会福祉研修・情報センターにおいて実施するメンタルヘルス研修などの充実を図ってまいります。</p> <p>なお、介護サービス事業者からのカスタマーハラスメント相談に関しては、令和5年3月から、おおさか介護サービス相談センターにおける専門相談の枠組みを活用し、弁護士による法的な視点からの助言等を行う取り組みを開始したところです。</p> <p>今後も、大阪府と連携しながら、利用者やその家族等からのハラスメント防止につながるような取り組みについて検討してまいります。</p>		
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課		電話：06-6208-7954
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理G)		電話：06-6208-8028

番号	6 (1)
項目	6. マイナンバーカードについて (1) <u>マイナンバーカードの取得が義務化の方向で進み、また、保険証との紐付け等が言われているが、作成に同意の取れない認知症の施設入所者はどうするのか、家族の同意はどうするのか。施設で保管した場合、紛失のリスクや金庫に保管していた場合、夜間受診時に持って行けない等の課題がある。また、紙の介護保険証の廃止を検討とされているが合わせて不明な部分について、協議の場を持っていただきたい。</u>
<p>(回答)</p> <p>マイナンバーカードの取得は義務ではなく、本人にマイナンバーカードを取得する意思があることが前提となりますが、成年被後見人等、単独での申請の意思表示が困難な方については、成年後見人等の法定代理人が代理で交付申請を行っていただくことができます。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	市民局 総務部 住民情報担当住民情報グループ 電話：06-4305-7345

番号	6 (1)
項目	<p>6. マイナンバーカードについて</p> <p>(1) <u>マイナンバーカードの取得が義務化の方向で進み、また、保険証との紐付け等が言われているが、作成に同意の取れない認知症の施設入所者はどうするのか、家族の同意はどうするのか。施設で保管した場合、紛失のリスクや金庫に保管していた場合、夜間受診時に持って行けない等の課題がある。また、紙の介護保険証の廃止を検討とされているが合わせて不明な部分について、協議の場を持っていただきたい。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に公布され、令和6年12月2日以降、保険証が廃止されることとなりました。</p> <p>これに伴い、保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう「資格確認書」を、各保険者がその被保険者に対して交付することとされています。</p> <p>なお、令和5年12月22日付け厚生労働省事務連絡「資格確認書の様式等について」においては、次のとおり記載されています。</p> <p>当分の間、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。本人の申請によらない交付（職権交付）の対象者として想定される者は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードを取得していない者 ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者 ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の者、マイナンバーカードの返納者（ただし、返納者は事前の申請も想定） ・ DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者 ・ 申請により資格確認書が交付された要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者。以下同じ。）の資格確認書を更新する場合 等 <p>また、本人の申請による交付が想定される者は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者

- ・ 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合 等

また、令和6年8月1日付け厚生労働省事務連絡「資格確認書の運用等に関するQ&Aについて」においては、次のとおり記載されています。

Q3 いわゆる要配慮者について、詳細な基準は設けるのか。

A 医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方については、要介護の高齢者や障害をお持ちの方など、様々な困難を抱える方が想定され、一律の基準を定めるのは困難と考えています。

Q4 資格確認書の交付申請について、代理申請は可能か。また、代理申請は誰が行うことができるのか。

A 代理申請は可能です。代理申請できる者は、現行の被保険者証の再発行の申請時と同様であり、親族等の法定代理人のほか、介助者なども申請可能です。

これらの厚生労働省の事務連絡では、具体的な対象者や申請方法等が明示されていないことから、本市においては、従前から大阪府を通じて厚生労働省に再三確認を行っており、実際の詳細な取り扱いについては、現在検討中です。

併せて、今回の制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国へ要望してまいります。

(下線部について回答)

担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保険)	電話：06-6208-7964
----	----------------------	-----------------

番号	6(1)
項目	<p>6. マイナンバーカードについて</p> <p>(1) マイナンバーカードの取得が義務化の方向で進み、また、保険証との紐付け等が言われているが、作成に同意の取れない認知症の施設入所者はどうするのか、家族の同意はどうするのか。施設で保管した場合、紛失のリスクや金庫に保管していた場合、夜間受診時に持って行けない等の課題がある。また、<u>紙の介護保険証の廃止を検討とされているが合わせて不明な部分について、協議の場を持っていただきたい。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>現在、地方自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備すること等について調査・検討が進んでいます。</p> <p>介護保険被保険者証のマイナンバーカード化などマイナンバーカードの活用については、国で調査・検討が進んでいるところであり、本市としても国の動向を注視しているところです。今後、国から発出される関係通知の周知等を速やかに行うとともに、現場のご意見を伺いながら、市民や介護事業者等に混乱が生じないように努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険給付G) 電話：06-6208-8059</p>

番号	7①
項目	<p>7. 地域包括支援センターについて</p> <p>①新型コロナウイルス感染の類型移行後、相談件数が増えています。相談内容も以前と比べ、多様化・複雑化・複合化し、突発的な対応など業務に追われています。重層的支援体制づくりが進む中、本来業務に加え、会議件数、コロナ後のイベント回数などすべて業務のボリュームが増え、本来業務である地域共生社会への仕組みづくりが十分に行えない状況である。さらに、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師又は看護師の3職種を確保することが、すべての職種において困難な状況が深刻化している。物価高騰や賃金アップの社会情勢の中を考えると、センター運営の維持を踏まえ、人件費に充てる経費など運営費のアップをお願いしたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、きめ細やかなニーズ把握とそれに対応する支援ネットワークを構築するため、概ね高齢者人口1万人に1か所となるよう地域包括支援センターを設置し、高齢者人口6千人ごとに3人の社会福祉士等の専門職を配置しております。</p> <p>また、高齢者人口による人員配置とは別に、地域包括支援センターの業務量増などを勘案し、地域包括支援センターの体制強化を図るため、平成31年度から、総合相談件数や高齢者虐待対応件数などの指標を用いて、専門職一人当たりの業務量が多くなっている地域包括支援センターに人員の増配置を行っております。</p> <p>総合相談延べ件数増加など、地域包括支援センターの業務量が増加していることから、令和4年度に地域包括支援センター管理者会において、意見交換を実施し、令和5年度より自立支援型ケアマネジメント検討会議に関して開催回数や準備資料などの運用見直しを実施するなど、業務負担の軽減に努めているところです。</p> <p>一方で、今後も人材確保が困難な状況が続き、必要となる職員が不足することも見込まれることから、令和6年度より、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師又は看護師の3職種について、各1名が専従で配置されている体制が維持されている場合には、残る定数配置すべき職員については同一敷地内にある他の事業所（居宅支援事業所など）の職務との兼務による配置ができるよう、柔軟な職員配置を可能とする見直しを実施しております。</p> <p>いずれにしましても、地域包括支援センターが安定的に事業運営を行うには、人員体制の確保を図ることも重要であると認識しておりますことから、管理者会等を通じて地域包括支援センターの意見を聴きながら、引き続き業務負担軽減に努めるとともに、各地域包括支援センターの状況の把握や他都市状況を参考にしながら、本市の状況を踏まえ事業運営に必要な予算の確保に努めてまいります。</p>
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）電話：06-6208-8060

番号	7②	
項目	<p>7. 地域包括支援センターについて</p> <p>②今年度の介護保険改正により、居宅介護支援事業所が直接介護予防プランを担当できるようになったが、制度も分かりにくいなどから、居宅介護支援事業所の事業指定が進んでいない。居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として、直接要支援者と契約できる形ができたが、結局総合事業のみのプランは、包括が契約して包括からの委託となる。これまで要介護と要支援で契約が行ったり来たりしていたのが、今度は要支援の中で居宅の直プランと包括からの委託プランで行ったり来たりする可能性が出る。地域における相談窓口の充実を考えると、居宅介護支援事業所に対する丁寧な説明を行っていただきたい。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>令和6年度介護報酬改定により介護予防支援(Ⅱ)が新設され、居宅介護支援事業者も市町村から指定を受けて介護予防支援を実施できるようになったことから、大阪市HPに「大阪市におけるケアプラン作成時の注意事項」を作成し、「要支援認定者のサービス内容が変更になった場合の取扱いについて」でサービス内容の変更になった際の説明をさせていただいております。また、ホームページを開設させていただく際にも、各事業者様にメールで通知を送付させていただきました。また、指定申請についても、ホームページでの周知はもちろんのこと、居宅介護支援事業所へメールやFAXでの周知をしております。</p> <p>引き続き、丁寧な説明を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (給付G)	電話：06-6208-8059
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定・指導G)	電話：06-6241-6310

番号	7③
項目	<p>7. 地域包括支援センターについて</p> <p>③地域包括支援センターの職員は、介護職員処遇改善手当の対象ではないため、法人の施設で働く相談員と給与格差が生まれている。また、施設で働く介護職員とも給与格差が顕著になっており、施設系で新規採用した経験のない職員と、包括で20年近く働き知識や経験も豊富な専門職の給与と比べた際、介護職員処遇改善手当等の諸手当を含めて新規採用職員の方が高い給与となる例などもあり、国の制度としてカバーできるものを創設していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護職員等処遇改善加算に関しては、介護職員への配分を基本としながら、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとされていますが、一方で法人の判断により事業所内で柔軟に配分することも認められております。</p> <p>なお、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に関しては、本市からの事業所指定に基づく業務ではなく、業務委託契約に基づく業務になりますので、介護報酬ではなく、本市委託料により業務を実施していただくこととなります。</p> <p>今後も、地域包括支援センターが安定的に事業運営を行うには、人員体制の確保を図ることも重要であると認識しておりますことから、各地域包括支援センターの状況や他都市状況を把握し、事業運営に必要な予算の確保に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）電話：06-6208-8060